

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 参照条文

○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）（抄）	1
○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）（抄）	4
○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）（抄）	9
○法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）（抄）	9
○全国新幹線鉄道整備法施行令（昭和四十五年政令第二百七十二号）（抄）	10
○司法書士法施行令（昭和五十三年政令第三百七十九号）（抄）	10
○土地家屋調査士法施行令（昭和五十四年政令第二百九十八号）（抄）	10
○郵政民営化法施行令（平成十七年政令第三百四十二号）（抄）	11
○国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）	11
○国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）（抄）	12
○国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）	12
○交通政策審議会令（平成十二年政令第三百号）（抄）	15
○運輸審議会令（平成十二年政令第三百一号）（抄）	15
○独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）（抄）	16

○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）（抄）

（業務の範囲）

第十三条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 新幹線鉄道に係る鉄道施設の建設を行うこと。
 - 二 新幹線鉄道の建設に関する調査を行うこと。
 - 三 第一号の規定により建設した鉄道施設を当該新幹線鉄道の営業を行う者に貸し付け、又は譲渡すること。
 - 四 前号又は第六号の規定により貸し付けた鉄道施設に係る災害復旧工事を行うこと。
 - 五 国土交通省令で定める規格を有する鉄道（新幹線鉄道を除く。）又は軌道に係る鉄道施設又は軌道施設の建設及び政令で定める大規模な改良（以下「大改良」という。）を行うこと。
 - 六 前号の規定により建設又は大改良をした鉄道施設又は軌道施設を当該鉄道又は軌道に係る鉄道事業者に貸し付け、又は譲渡すること。
 - 七 海上運送事業者と費用を分担して船舶を建造し、当該船舶を当該海上運送事業者に使用させ、及び当該船舶を当該海上運送事業者に譲渡すること。
 - 八 前号の規定により船舶を建造する海上運送事業者に対し、当該船舶について、建造若しくは改造又は保守若しくは修理に関する技術的援助を行うこと。
 - 九 高度船舶技術を用いた船舶等の製造、保守又は修理に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。
 - 十 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十九条の二第一項に規定する業務を行うこと。
 - 十一 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 機構は、前項に規定する業務のほか、第三条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。
- 一 主要幹線鉄道又は都市鉄道に係る鉄道施設（軌道施設を含む。）の建設又は改良に関する事業を行う鉄道事業者に対し、当該事業に要する費用に充てる資金の一部について、予算で定める国の補助金等（補助金その他相当の反対給付を受けない給付金であつて政令で定めるものをいう。以下同じ。）の交付を受け、これを財源として、補助金等を交付すること。
 - 二 鉄道軌道整備法（昭和二十八年法律第六十九号）第八条第七項又は踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第九十五号）第八条第三項の規定による国の補助金の交付を受け、これを財源として、鉄道事業者に対し、補助金を交付すること。
 - 三 前二号に規定するもののほか、鉄道施設（軌道施設を含む。）の建設又は改良（これらに関する調査を含む。）に関する事業、鉄道事業に係る技術の開発に関する事業、鉄道事業の業務運営の能率化に関する措置その他の鉄道事業の健全な発達を図る上で必要となる事業又は措置を行う鉄道事業者その他の者に対し、これらの事業等に要する費用に充てる資金の全部又は一部について、予算で定める国の補助金等の交付を受け、これを財源として、補助金等を交付すること。

四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。

3 機構は、前二項に規定する業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内において、次の業務を行うことができる。

一 第一項第一号又は第五号の鉄道施設で高架のもの建設と一体として建設することが適当であると認められる事務所、倉庫、店舗その他の施設を、当該鉄道施設の建設に伴って機構が取得した土地に建設し、及び管理すること。

二 鉄道に関する工事並びに調査、測量、設計、試験及び研究を行うこと。

(鉄道施設の貸付け等)

第十四条 機構は、前条第一項第三号又は第六号の規定により鉄道施設又は軌道施設を貸し付け、又は譲渡しようとするときは、貸付料又は譲渡価額について、あらかじめ、国土交通大臣の認可を受けなければならない。貸付料を変更しようとするときも、同様とする。

2・3 (略)

(業務の委託)

第十五条 (略)

2 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

3 (略)

(区分経理等)

第十七条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 (略)

二 第十三条第一項第七号から第九号までの業務及びこれらに附帯する業務

三 第十三条第一項第十号の業務及びこれに附帯する業務

四 第十三条第二項の業務

2・6 (略)

(利益及び損失の処理の特例等)

第十八条 機構は、助成勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この項及び次項において「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち国土交通大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十三条に規定する業務(前条第三項及び附則第三条第十一項に規定する繰入れを含む。)の財源に充てることができる。

2 (略)

3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から前二項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 前条第一項第一号から第三号までに掲げる業務に係る勘定における通則法第四十四条第一項ただし書の規定の適用については、同項中「第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とあるのは、「政令で定めるところにより計算した額を国庫に納付する場合又は第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とする。

5 第一項及び第三項の規定は、前項の勘定について準用する。この場合において、第一項中「通則法第四十四条第一項」とあるのは、「第四項の規定により読み替えられた通則法第四十四条第一項」と読み替えるものとする。

6 前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用)

第二十三条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号。以下この条において「補助金等適正化法」という。)第四条、第十条第一項及び第二項、第十七条から第二十二条まで並びに第二十四条の二の規定は、第十三条第二項第一号から第三号までの規定により機構が交付する補助金等について準用する。この場合において、補助金等適正化法第十条第一項及び第二項、第十七条第一項及び第二項、第十八条、第十九条第三項、第二十条、第二十一条第一項、第二十一条の二、第二十二條並びに第二十四条の二中「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の理事長」と、補助金等適正化法第十九条第一項及び第二項中「国」とあるのは「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」と読み替えるものとする。

附 則

(業務の特例)

第十一条 機構は、当分の間、第十三条に規定する業務のほか、次の業務を行うものとする。

一・二 (略)

三 内航海運組合法(昭和三十二年法律第六十二号)第五十八条において準用する同法第八条第一項第五号に掲げる事業を行う内航海運組合連合会に対し、当該事業に必要な資金の一部を貸し付けること。

四 都市鉄道に係る鉄道施設の建設又は政令で定める大規模な改良に関する事業を行う東京地下鉄株式会社に対し、当該事業に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けること。

五 (略)

25 (略)

6 第一項第四号の規定による助成は、次条第一項の規定による認定を受けた事業について行うものとする。
7(9) (略)

○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）（抄）

（鉄道施設又は軌道施設の大改良）

第三条 法第十二条第一項第五号の政令で定める大規模な改良（以下「大改良」という。）は、次に掲げるものとする。

- 一 本線路が単線である鉄道の本線路が複線である鉄道とするための改良
- 二 本線路が複線である鉄道又は軌道の本線路が四線である鉄道又は軌道とするための改良
- 三 新幹線鉄道の列車が国土交通省令で定める速度以上の速度で走行することができる構造とするための軌間の変更、軌道及び路盤の強化その他の本線路の改良
- 四 列車（新幹線鉄道の列車を除く。）が国土交通省令で定める速度以上の速度で走行することができる構造とするための軌道及び路盤の強化その他の本線路の改良（第六号に掲げるものを除く。）
- 五 貨物輸送に係る輸送力の増強に著しい効果を有する列車の連結車両数の増加を図るために行われる停車場、変電設備その他の鉄道施設の一体的な改良
- 六 都市鉄道等利便増進法（平成十七年法律第四十一号）第二条第六号に規定する都市鉄道利便増進事業として行う同条第三号に規定する都市鉄道施設又は同条第四号に規定する駅施設の改良

（相当の反対給付を受けない給付金）

第四条 法第十二条第二項第一号の政令で定める給付金は、譲渡線建設費等利子補給金とする。

（鉄道施設の貸付け等の基準）

第五条 法第十三条第一項の規定による鉄道施設又は軌道施設の貸付けで独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）が行うものは、次に掲げるものとする。

- 一 法第十二条第一項第一号の規定により建設した全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）第六条第一項に規定する営業主体（以下「新幹線営業主体」という。）の営業する鉄道に係る鉄道施設の貸付け
- 二 法第十二条第一項第五号の規定により建設した旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第一項に規定する旅客会社又は日本貨物鉄道株式会社（次項第一号及び第七条第二項第二号において「旅客会社又は貨物会社」という

。) の営業する鉄道に係る鉄道施設 (次号及び次項第一号に規定するものを除く。) の貸付け

三 法第十二条第一項第五号の規定により建設又は大改良をした認定速達性向上事業者 (都市鉄道等利便増進法第五条第五項に規定する認定速達性向上事業者をいう。) 第七条の二において同じ。) 又は認定駅施設利用円滑化事業者 (同法第十五条第六項に規定する認定駅施設利用円滑化事業者をいう。) 第七条の二において同じ。) の営業する鉄道又は軌道に係る鉄道施設又は軌道施設の貸付け

2 法第十三条第一項の規定による鉄道施設又は軌道施設の譲渡で機構が行うものは、次に掲げるものとする。

一 法第十二条第一項第六号の規定により旅客会社又は貨物会社に貸し付けた鉄道施設 (日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律 (平成十年法律第百三十六号。以下「債務等処理法」という。) 附則第七条の規定による廃止前の日本国有鉄道清算事業団法 (昭和六十一年法律第九十号。附則第五条において「旧日本国有鉄道清算事業団法」という。) 附則第九条第二項第一号及び前項第三号に規定する鉄道施設を除く。) であつてその貸し付けた日から起算して第七条第一項第一号の国土交通大臣が指定する期間を経過したものの譲渡

二 法第十二条第一項第五号の規定により建設した鉄道施設又は軌道施設であつて前項第二号及び第三号並びに前号に規定するもの以外のものの譲渡

3 法第十三条第一項の規定による鉄道施設又は軌道施設の貸付け又は譲渡は、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める区間ごとに行うものとする。ただし、国土交通大臣がこれらの区間の一部について鉄道事業者が営業を開始することが適当であると認めて指定したときは、これらの区間の一部について行うことができる。

一 全国新幹線鉄道整備法第八条の規定による指示があつた場合 当該指示に係る建設線の区間 (新幹線営業主体が当該建設線の区間を分けて指名されている場合にあつては、それぞれの区間)

二 法附則第十一条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる法附則第十四条の規定による廃止前の日本鉄道建設公団法 (昭和三十一年法律第三号。附則第十一条第一項及び第十六条において「旧公団法」という。) 第二十二条第二項の規定による指示があつた場合 当該指示に係る工事实施計画において定める工事の区間

(特定債権の繰入れの範囲等)

第九条 法第十七条第三項第一号に掲げる事業に係る同項の規定による繰入れは、毎事業年度、第一号から第三号までに掲げる額の合計額から第四号から第六号までに掲げる額の合計額を減じて得た額の範囲内において行うものとする。

一・二 (略)

三 当該事業年度における法第十七条第六項の規定による繰入金 (法附則第三条第十項後段の規定によるものを含む。附則第四条第一項第二号ロ及び第二項第一号において同じ。) 、法附則第十一条第五号の規定による貸付金 (法附則第十四条の規定による廃止前の運輸施設整備事業団法 (平成九年法律第八十三号。以下「旧事業団法」という。) 第二十条第一項第三号及び旧事業団法附則第十五条の規定による廃止前の鉄道整備基金法 (平成三年法律第四十六号。以下この号及び第六号イにおいて「旧基金法」という。) 第二十条第一項第三号の規定によ

る帝都高速度交通営団（以下「営団」という。）に対する貸付金を含む。附則第四条第一項第二号ロ及び第二項第一号において同じ。）の償還金及び旧事業団法第二十条第七項の協定に基づく寄託金（旧基金法第二十条第六項の協定に基づく寄託金を含む。附則第四条第一項第二号ロ及び第二項第一号において同じ。）の返還金の合計額

四〇六（略）

2 法第十七条第三項第二号に掲げる事業に係る同項の規定による繰入れ及び法附則第十一条第一項第五号の規定による助成は、毎事業年度、前項第六号イに掲げる額から同号ロに掲げる額を減じて得た額の範囲内において行うものとする。

3・4（略）

（新幹線鉄道に係る鉄道施設の建設の剰余金の算定方法）

第十条 法第十七条第五項の剰余金は、各事業年度において、第一号に掲げる額から第二号及び第三号に掲げる額の合計額を減ずることによりその額を算定するものとする。

一 法第十七条第五項に規定する事業により建設された鉄道施設を機構が法第十二条第一項第三号の規定により鉄道事業者に貸し付ける場合において当該事業年度における貸付料の額から当該事業年度における当該貸付けに係る鉄道施設に関する租税及び管理費（機構において当該鉄道施設に係るものとして配賦した租税及び管理費を含む。）の合計額を減じて得た額

二・三（略）

（毎事業年度において国庫に納付すべき額の算定方法）

第十二条 法第十七条第一項第二号に掲げる業務に係る勘定における法第十八条第五項第十八条第四項の規定により読み替えて適用する独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第四十四条第一項ただし書の政令で定めるところにより計算した額（第十七条において「毎事業年度において国庫に納付すべき額」という。）は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た額とする。

一 当該事業年度における通則法第四十四条第一項に規定する残余の額

二 当該事業年度における政府からの出資額の二分の一に相当する額から当該事業年度の前事業年度までに積み立てた積立金の額を減じて得た額

（積立金の処分に係る承認の手続）

第十三条 機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を法第十八条第一項（同条第六項同条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における法第十二条に規定する業務（法第十七条第三項及び法附則第三

条第十一項に規定する繰入れを含む。)の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を国土交通大臣に提出し、当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日までに、法第十八条第一項の規定による承認を受けなければならない。

一 法第十八条第一項の規定による承認を受けようとする金額

二 前号の金額を財源に充てようとする業務の内容

2・3 (略)

(国庫納付金の帰属する会計)

第十六条 (略)

2 (略)

3 法第十七条第一項第三号及び第四号に掲げる業務に係る勘定における国庫納付金については、一般会計に帰属させるものとする。

附則

(助成勘定から新特例業務勘定に繰り入れる方法)

第四条 法附則第三条第十一項の政令で定める方法は、次に掲げるところにより繰り入れる方法とする。

一 (略)

二 前号に規定する半期ごとに繰り入れるべき金額(次号において「要繰入額」という。)は、イ及びロに掲げる額の合計額に等しい額とすること。

イ (略)

ロ 当該半期における法第十七条第六項の規定による繰入金、法附則第十一条第一項第五号の規定による貸付金の償還金及び旧事業団法第二十条第七項の協定に基づく寄託金の返還金の合計額

三 (略)

2 国土交通大臣は、次に掲げるところにより、前項第二号イの期間を指定し、及び同号イの額を定めるものとする。

一 国土交通大臣が指定する期間は、債務等処理法第二十一条第一項の特例業務の実施の状況を勘案して指定するものとし、当該期間のうちの最後の期間(次号及び第三号において「最後の指定期間」という。)は、法第十七条第六項の規定による繰入金の繰入れが全て完了する日、法附則第十一条第一項第五号の規定による貸付金の償還が全て完了する日又は旧事業団法第二十条第七項の協定に基づく寄託金の返還が全て完了する日のうち最も遅い日の翌日以後の期間について指定するものとする。

二・三 (略)

3 (略)

(東京地下鉄株式会社が行う大規模な改良)

第八条 法附則第十一条第五号の政令で定める大規模な改良は、次に掲げるものとする。

- 一 本線路が単線である鉄道の本線路が複線である鉄道とするための改良
- 二 本線路が複線である鉄道の本線路が四線である鉄道とするための改良

(都市鉄道に係る鉄道施設の建設等に係る貸付金の償還)

第九条 法附則第十一条第五号の規定による貸付金の償還条件は、貸し付けた日から五年間据置き十年間半年賦均等償還とする。

2 (略)

3 機構は、東京地下鉄株式会社が第一項の貸付金の償還を怠ったとき、又は当該貸付金の貸付けに係る法附則第十一条第七項に規定する事業について法附則第十二条第三項の規定による認定の取消しがあったときは、当該貸付金の全部又は一部について償還期限を繰り上げることができ

る。

(鉄道施設の貸付け等の基準等に関する経過措置)

第十一条 この政令の施行の際現に公団が旧公団法第二十三条第一項の規定により貸し付けている鉄道施設又はこの政令の施行の日前に公団が同項の規定により譲渡した鉄道施設については、機構が法第十二条第一項第三号又は第六号の規定により貸し付け、又は譲渡したものとみなして、第六条から第八条まで、附則第五条及び次条の規定を適用する。

2 この政令の施行の際現に事業団が旧事業団法第二十条第一項第三号の規定により営団に対して貸し付けている資金については、機構が法附則第十一条第一項第五号の規定により貸し付けているものとみなして、附則第九条の規定を適用する。

第十二条 法第十二条第一項第六号の規定により機構が鉄道施設又は軌道施設を貸し付け又は譲渡しようとする場合であつて当該鉄道施設又は軌道施設の建設又は大改良に要した費用の全部又は一部を公団が負担したときにおける第七条及び第八条の規定の適用については、第七条第一項第一号中「鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券(以下「機構債券」という。)」とあるのは「鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券(以下「機構債券」という。）」及び「鉄道建設債券」と、同条第二項第三号中「機構」とあるのは「機構又は公団」と、第八条第一項中「機構債券」とあるのは「機構債券及び鉄道建設債券」と、「機構が」とあるのは「機構及び公団が」と、同条第二項第二号中「機構債券」とあるのは「機構債券及び鉄道建設債券」と、同条第三項中「機構」とあるのは「機構又は公団」とする。

○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和三十年政令第二百五十五号)(抄)

(定義)

第一条 この政令において「補助金等」、「補助事業者等」、「間接補助金等」、「間接補助事業者等」、「各省各庁」又は「各省各庁の長」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）第二十条の二、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第六十二号）第十九条（同法附則第九条第三項の規定により読み替えられる場合を含む。）、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法（平成十四年法律第九十四号）第十二条の二、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年法律第二百二十六号）第十七条（加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第一百十二号）第二十条の二第二項及び肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第十五条の二の規定により読み替えられる場合を含む。）、独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第三百三十六号）第三十七条、独立行政法人国際交流基金法（平成十四年法律第三百三十七号）第十三条、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第四百十五号）第十八条、独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百四十七号）第十六条（同法附則第十四条の規定により読み替えられる場合を含む。）、独立行政法人日本学術振興会法（平成十四年法律第五百十九号）第十七条第二項及び附則第二条の六、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第六十二号）第二十八条、独立行政法人日本芸術文化振興会法（平成十四年法律第六十三号）第十七条、独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第一百六十六号）第十三条、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）第二十四条、独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）第十一条、独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第二十四条、独立行政法人国立大学財務・経営センター法（平成十五年法律第一百五号）第十九条並びに国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第三百三十五号）第十六条において準用する場合を含む。以下「法」という。）第二条に規定する補助金等、補助事業者等、補助事業者等、間接補助金等、間接補助事業者等、各省各庁又は各省各庁の長をいう。

○法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）（抄）

（国庫補助金等の範囲）

第七十九条 法第四十二条第一項（国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）に規定する国庫補助金等は、国又は地方公共団体の補助金又は給付金のほか、次に掲げる助成金、補助金又は給付金とする。

一〜五 （略）

六 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）第十二条第二項第一号から第三号まで（業務の範囲）に基づく独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の補助金

七・八 （略）

○全国新幹線鉄道整備法施行令（昭和四十五年政令第二百七十二号）（抄）

附則

8 法附則第十八項の政令で定める法律の規定は、次のとおりとする。

一（略）

二 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第四条第四号、第十二条第一項第一号から第六号まで及び第十五号（同項第一号から第六号までに係る部分に限る。）並びに附則第十条第一項

○司法書士法施行令（昭和五十三年政令第三百七十九号）（抄）

（法第六十八条第一項の政令で定める公共の利益となる事業を行う者）

第四条 法第六十八条第一項の政令で定める公共の利益となる事業を行う者は、次の各号に掲げる事業について不動産の権利に関する登記を申請しようとする当該各号に定める者とする。

一〜十（略）

十一 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）第十二条第一項第一号から第六号まで及び第十一号並びに第三項の事業 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
十二〜十五（略）

○土地家屋調査士法施行令（昭和五十四年政令第二百九十八号）（抄）

（法第六十三条第一項の政令で定める公共の利益となる事業を行う者）

第四条 法第六十三条第一項の政令で定める公共の利益となる事業を行う者は、次の各号に掲げる事業について、不動産の表示に関する登記につき必要な調査若しくは測量をしようとし、又はその登記を申請しようとする当該各号に定める者とする。

一〜十（略）

十一 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）第十二条第一項第一号から第六号まで及び第十一号並び

に第三項の事業 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
十二～十五（略）

○郵政民営化法施行令（平成十七年政令第三百四十二号）（抄）

（郵便貯金銀行についての金融機関の信託業務の兼営等に関する法律等の適用関係）

第四条 法第二百二十四条第二項に規定する政令で定める法律の規定は、次に掲げる法律の規定とする。

一～三十三（略）

三十四 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）第十四条第二項

三十五～三十六（略）

2（略）

○国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）

（内部部局）

第七条（略）

2・3（略）

4 官房、局及び部の設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

5 庁、官房、局及び部（その所掌事務が主として政策の実施に係るものである庁として別表第二に掲げるもの（以下「実施庁」という。）並びにこれに置かれる官房及び部を除く。）には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

6～8（略）

○国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）（抄）

附 則

(運輸審議会の所掌事務の特例)

第八条 運輸審議会は、第十五条第一項に規定する事務をつかさどるほか、当分の間、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

2 第十五条第二項から第四項まで及び第二十三条から第二十五条までの規定は、前項に規定する事項について準用する。

(地方支分部局の所掌事務の特例)

第九条 地方整備局は、第三十一条第一項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、国土交通省の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる事務（北海道の区域に係るものを除く。）を分掌する

期限	事務
平成二十九年三月三十一日	特殊土壌地帯の災害の防除及び振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他当該計画の推進に関する事務
平成三十五年三月三十一日	離島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他当該計画の推進に関する事務
平成三十七年三月三十一日	振興山村の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他当該計画の推進に関する事務 半島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他当該計画の推進に関する事務

2 北海道開発局は、第三十三条第一項各号及び第二項各号に掲げる事務のほか、前項の表の上欄に掲げる日までの間、国土交通省の所掌事務のうち、それぞれ北海道の区域に係る同表の下欄に掲げる事務を分掌する。

○国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）

(総合政策局の所掌事務)

第四条 総合政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 四 (略)
- 五 都市交通その他の地域的な交通に関する基本的な計画及び地域における交通調整に関すること（都市局の所掌に属するものを除く。）。
- 六 公共交通機関の確保及びその機能の改善に関する総合的な事業の助成に関すること。

七 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）第十二条第一項第十四号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に関すること。
八（四十三）（略）

2 公共交通政策部は、前項第二号に掲げる事務（国土交通省の所掌事務に係る交通機関の整備並びに運送産業（国土交通省の所掌に係る運送に關連する産業をいう。以下同じ。）に係る企業の合理化及び高度化並びに産業構造の改善に係るもの並びに運送産業の發達、改善及び調整に關する事務（輸送及び保管に關連する運賃及び料金に關するものを除く。）の取りまとめに關することに限る。）、同項第四号に掲げる事務（運送及び運送事業の發達、改善及び調整を圖る観点から行うものに限る。）並びに同項第五号及び第六号に掲げる事務をつかさどる。

（技術政策課の所掌事務）

第四十六条 技術政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 （略）

二 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第十二条第一項第十四号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に關すること。

三 宇宙の開發に關する大規模な技術開發であつて、航空保安業務の高度化その他の交通の發達及び改善並びに氣象業務に係るものに関するこ
と（氣象庁及び他局の所掌に属するものを除く。）。

四 国土交通省の所掌事務に係る交通の安全の確保を阻害するおそれがある人的又は技術的な要因についての基礎的な調査及び分析並びに当該
要因を効果的に解消する手法の開發に關すること（大臣官房及び他局の所掌に属するものを除く。）。

五 交通政策審議会技術分科会の庶務に關すること。

六 国立研究開発法人審議会の庶務に關すること（大臣官房の所掌に属するものを除く。）。

（交通支援課の所掌事務）

第六十条 交通支援課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 （略）

三 運送産業に係る企業の合理化及び高度化並びに産業構造の改善に關する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要
な国土交通省の所掌事務の総括に關すること。

四 運送産業の發達、改善及び調整に關する事務の取りまとめに關すること（政策統括官及び安心生活政策課の所掌に属するものを除く。）。

（鉄道事業課の所掌事務）

第二百二十六条 鉄道事業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第十二条第一項第一号から第六号までの業務及びこれらに附帯する業務並びに同条第二項及び第三項の業務に関する事。

四〇七 (略)

(総務課の所掌事務)

第四百四十一条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇四 (略)

五 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第十二条第一項第七号及び第八号の業務並びにこれらに附帯する業務に関する事。

六〇一 (略)

(船舶産業課の所掌事務)

第四百四十七条 船舶産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇三 (略)

四 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第十二条第一項第九号から第十三号までの業務及びこれらに附帯する業務に関する事。

五 (略)

附 則

(鉄道局鉄道事業課の所掌事務の特例)

第二十三条 (略)

2 鉄道局鉄道事業課は、第二百二十六条各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。

一 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第十一条第一項第一号及び第五号の業務及びこれらに附帯する業務、同条第三項の業務並びに同条第五項の業務のうち協定に係る業務に関する事。

二・三 (略)

三・四 (略)

(海事局内航課の所掌事務の特例)

第二十五条の三 海事局内航課は、第四百四十六条各号に掲げる事務のほか、当分の間、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第十一条第一項第四号の業務及びこれに附帯する業務に関する事務をつかさどる。

（海事局船舶産業課の所掌事務の特例）

第二十六条 海事局船舶産業課は、第四百四十七条各号に掲げる事務のほか、当分の間、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第十一条第一項第三号の業務及びこれに附帯する業務に関する事務をつかさどる。

（地方整備局の所掌事務の特例）

第二十七条 地方整備局は、第二百七条に規定する事務のほか、法附則第十条表の上欄に掲げる日までの間、国土交通省の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる事務（北海道の区域に係るものを除く。）を分掌する。

○交通政策審議会令（平成十二年政令第三百号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十三年一月六日から施行する。

（海事分科会の所掌事務の特例）

第二条 海事分科会は、第六条第一項の表海事分科会の項下欄に掲げる事務をつかさどるほか、当分の間、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）附則第十一条第十項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧造船業基盤整備事業協会法（昭和五十三年法律第百三十三号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理する。

○運輸審議会令（平成十二年政令第三百一号）（抄）

（公聴会の主宰）

第五条 国土交通省設置法第二十三条の公聴会は、審議会が事案を指定して指名する国土交通省の職員が主宰する。ただし、事案が特に重要である場合において、審議会が公聴会を自ら主宰し、又は委員を指名して公聴会を主宰させることを妨げない。

(報告書の提示)

第七条 審議会は、前条の報告書を国土交通省設置法第二十三条の利害関係人であつて公聴会において意見を述べた者(以下この条及び次条において単に「利害関係人」という。)に提示しなければならない。ただし、公聴会において、報告書の提示を必要としない旨の利害関係人の合意があつたときは、この限りでない。

附 則

2 審議会が国土交通省設置法附則第九条第一項の規定に基づき旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律(平成十三年法律第六十一号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理する場合には、第三条及び第五条中「第二十三条」とあるのは、「第二十三条(同法附則第九条第二項において準用する場合を含む。)」とする。

○独立行政法人通則法(平成十一年法律第三百三号) (抄)

(利益及び損失の処理)

第四十四条 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。

254 (略)